

行政監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、平成 27 年度・28 年度において行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査のテーマ

準公金の管理状況について

※準公金の定義：市職員が職務遂行の関係上、出納、保管を取り扱っている任意団体の現金、預金等で、本市の財務会計規則の適用対象外のもの。

2 監査の目的

本市において、市職員が職務執行の関係から、準公金の出納、管理等の事務に携わっている状況がある。この準公金に係る事務は、高岡市財務会計規則の適用対象外となっていることから、会計管理者による審査や監査委員による財務監査の対象とはなっていない。しかし、仮に、本市職員による準公金の取扱いにおいて事故等が発生した場合には、担当職員に加え市の管理責任が問われることになる。

このようなことから、準公金の取扱いにおける不正防止や事故防止に資することを目的として、行政監査を実施するものである。

3 監査の対象

平成 26 年度及び 27 年度に行った準公金の出納、管理等の事務

4 監査の期間

平成 27 年 4 月 3 日から平成 29 年 2 月 27 日まで

5 監査の方法

定例監査に併せて実施し、全部局に「準公金の管理状況に係る調査票」及び関係書類の提出を求めて監査を行った。また、現金、預金通帳等の保管状況について、担当書記による現地確認も行った。

6 監査の着眼点

準公金について、次の項目を着眼点として監査を実施した。

- (1) 出納事務は適切に行われているか。
- (2) 現金、預金通帳、届出印は適切に管理されているか。
- (3) 上記事務のチェック体制は整備されているか。

7 監査の結果

今回の監査の結果、準公金の出納、管理等の事務について概ね適切に処理されていたが、一部で不適切な事案が見受けられたので、その都度対象となる部局長に講評として提示した。

(1) 準公金を管理している団体について

① 団体数

監査実施時点において、市職員が準公金の出納、管理等の事務に携わっている団体の総計は 253 件であった。

部局別団体数

部局名	団体数	部局名	団体数
経営企画部	6	会計課	0
総務部	3	上下水道局	1
産業振興部	14	消防本部	2
市民生活部	39	教育委員会	147
福祉保健部	14	議会事務局	1
都市創造部	17	農業員会事務局	1
福岡総合行政センター	8	監査委員事務局	0
市民病院	0	合計	253

※団体数は、監査対象年度の平成 26、27 年度のもの。

※教育委員会と市民生活部については、小・中・支援学校（地区 PTA 等 53）、市立公民館（運営協議会等 79）、支所・地区連絡センター（地区連合自治会等 28）が関係する地域の団体を含む。

② 設置目的別団体数

市職員が準公金の出納、管理等の事務に携わっている団体を設置目的別に分類すると、地域・団体との連携事業が最も多く、次にイベント事業、自治体間の連携事業となっている。

分類	団体数
イベント事業	20
調査研究・研修事業	7
地域・団体との連携事業	183
自治体間の連携事業	18

上記以外の事業	25
合計	253

※各課が作成した調査票に基づき、監査委員事務局で分類したもの。

③ 団体の会計規模

団体の規模を決算額で分類すると、100万円以上500万円未満の団体が最も多く、1,000万円以上の大きな規模のものが10団体あった。

区分	50万円未満	50万円以上	100万円以上	500万円以上	1,000万円以上
団体数	76	38	108	21	10

④ 会計事務を扱う根拠

市職員が団体の事務に携わる場合は、規約や会則等を整備し、その根拠を明らかにしておく必要がある。ほとんどの団体で、事務局を市役所の担当課に置くことが規約等で規定されているが、根拠が明確でないものが9団体(3.6%)あった。

(2) 会計事務について

① 入出金の決裁

出納事務は、不正や事故防止の観点から、組織的に相互確認の仕組みのもとに処理されるべきもので、入出金にあたっては、調書等に証拠書類を添付して上司の決裁を受けた上で処理すべきである。決裁を執っていない事案が52団体(20.6%)あったが、そのほとんどは入金時に処理されていないものであった。

② 預金通帳等の保管

預金通帳、届出印については、紛失や盗難防止の観点から、鍵のかかるキャビネットや金庫で厳重に保管すべきであるが、担当職員の机の引出で保管しているなど不適切な事案が36団体(14.2%)あった。預金通帳と届出印があれば、団体の財産である預金を容易に出金できることから、厳重な管理が必要である。

③ 現金の取扱い

職員が現金を取り扱う場合、受領後、当日又は翌日には金融機関に預け入れることが望ましいが、数日間手元で現金を保管している事案が58団体あった。紛失や盗難防止の観点から、極力現金は手元に置かず、速やかに処理すべきである。

④ 現金出納簿の整備

現金出納簿は、現金の出入りを記帳し、現金残高や現金の動きを管理する帳簿であり、団体では必ず備えておくべき帳簿である。概ね適切に処理されていたが、現

金を扱っているにも関わらず記帳していない事案が 18 団体あった。

⑤ 領収書の管理

現金を受け取った場合は相手方に領収書を発行することになるが、不正防止の観点から、領収書には連番を付して管理するとともに、書き損じた場合は、廃棄せず証拠書類とともに保存する必要がある。しかし、現金を扱っているにも関わらず、領収書の連番管理等が適切に行われていない事案が多く見られた。

なお、最近では市販の複写領収書を使用せず、事務の効率化のためパソコンで印刷している例が多くなっているが、その場合でも、証拠書類としてしっかり管理する必要がある。

(3) 団体の監査について

団体における監査は、会計事務が適切に処理されているかをチェックする意味で非常に重要である。ほとんどの団体において、決算時に監査を行い総会等で監査報告を行っているが、12 団体（4.7%）で実施していなかった。

8 監査委員の意見

全国の自治体において、準公金の管理は、基本的には当該団体自らが一連の事務を執るべきであるが、各団体での事務員確保が困難なこと、また、事業推進上、一定の関与が必要とされることなどにより、市職員が携わっているのが現状のようである。

高岡市においても、今回の監査を通して、市職員が様々な分野の団体の準公金を管理している実態が分かった。これらは高岡市財務会計規則の適用対象外となっているが、本市職員による準公金の取扱いにおいて事故等が発生した場合には、担当職員に加え市の管理責任が問われることになる。市民目線からは、公金であるか準公金であるかの違いはないことから、準公金を扱う際には、公金同様に厳格な取扱いに留意すべきである。

今回の監査では、不正や事故防止の観点から、準公金の出納、管理等の事務が適切に行われているかに重点を置いて実施した。

監査の結果、概ね適切に処理されていたが、一部の団体の事務において、入出金の決裁、現金、預金通帳等の保管、領収書の管理などに、不適切な事案が見受けられた。これらは監査の都度、対象となる部局長に講評として提示しており、その後、措置状況が示されていることから、順次適切に対応されていると考える。

最後に、公金の管理については、財務会計規則やマニュアルなどによって厳格に運用されているが、準公金については、事業を所管する部局の裁量に委ねられている部分が多いことから、厳格なチェックよりも利便性を優先した運用が気付かぬうちにとられている場合もある。準公金は行政を補完し、行政の活動を支える団体の貴重な財

産であるという認識のもとに、組織としての内部統制、内部牽制を機能させ、不正や事故等が発生しない仕組みづくりに努められるよう要望するものである。